全国高等学校土木教育研究会　教職員表彰規程

第１条（趣　旨）

この規程は、全国高等学校土木教育研究会（以下「全土研」という）が、本研究会に所属する高等学校土木系学科（建築や環境系などの合同学科等も含む）において、土木教育の充実、振興、発展に寄与し、また土木教育を通じた地域貢献・連携事業、社会貢献・福祉等について、特に功績の顕著であった個人、またはグループの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条（表彰を受けるもの）

表彰は、全土研会員校に所属する教職員、またはそのグループとし、次の各号に該当するものについてこれを行う。

１　教科指導についてよく研究し、高等学校の土木教育上その成果が顕著であると認められるもの。

２　土木教育に関連する特別活動の指導や諸活動等についてよく努力し、その功績が顕著であると認　められるもの。

３　土木に関わる施設、設備等の充実整備に努め、その功績が顕著であると認められるもの。

４　前各号のほか、特に表彰することが適当と認められるもの。

第３条（表彰を受けるものの決定）

表彰を受けるものは、前条各号に掲げるものについて、別に定める推薦があったとき、本研究会幹事会の審査を経て会長が決定する。

第４条（表彰の種類）

表彰は、会員校所在の地区長推薦による全土研会長表彰とする。

第５条（表彰の時期）

表彰は、毎年東土研・西土研の各総会で行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。また、全国大会~~時~~開催の年には全国大会で行う。

第６条（顕彰委員会）

顕彰委員会は、全土研会長を含む幹事会がこれを兼務し、顕彰に関する庶務は、全土研事務局において処理する。

第７条（細目）

この規程の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和３年８月20日から適用する。

　令和４年８月１９日改定

　令和４年１０月１日改定

教職員表彰実施細目

１　表彰規程による推薦を受けられるものは、次の基準を満たしている者とする。

（１）正会員の所属する高等学校土木系学科に勤務する教職員であること。

（２）表彰規程第２条各号に該当する対象は、おおむね次のとおりとする。

１号に関して

工業の専門教科、または工業教育と密接な関連を持たせた普通教科における学習指導法の研究・実践、或いは教材用教具に関する発明・改良の研究で、且つ独創的なものであること。

２号に関して

土木技術に関連のある部活動、或いはそれに準ずる教育活動の指導、および土木教育の地域普及、振興、連携事業、啓蒙活動、指導者育成、研究会の充実や発展、災害地でのボランティア活動等など、土木教育を通じた幅広い諸活動に対して、対外的に高く評価された実践であること。

３号に関して

土木教育に関わる施設・設備の充実整備に多年関与し、その実績が多大であること。

２　推薦は、次により行うものとする。

（１）推薦は、原則として各地区より１件とし、それぞれの地区代表校長の推薦書（様式１）の提出によって行うものとする。

（２）各地区代表校長（各地区事務局）から全土研事務局への推薦書の提出は、毎年７月５日までを期限とする。

３　表彰は、次により行うものとする。

（１）表彰は年間９件程度とし、１件につき表彰状を授与する。

（２）表彰を受ける者については、文書をもって通知し、東日本、西日本の各総会で表彰する。

４　顕彰委員会の設置並びに運営は、次のとおりとする。

（１） 第６条に準じて、委員長および委員等の委嘱は、全土研幹事として承認された毎年４月に行い、任期は当該年度とする。ただし、再任は妨げない。

（２）委員長は、推薦書の提出があった場合は、期限後速やかに委員会を招集し、審査のうえ意見を取りまとめ会長に具申するものとする。 ただし、全土研の幹事会と同日であってもかまわない。また、リモート会議による審査も可とする。

（３）審査の内容は、公表しないものとする。ただし、表彰を受けることが決定した者から依頼があった場合は、会長名による書面にて回答する。

５　その他

　本研究会で表彰された者は、本研究会のホームページに掲載し、その名誉を末永く称える。また、表彰された者の中から、特に長年にわたる功績や尽力された者を、土木学会技術功労賞に推挙する場合もある。